

第87号議案

指定管理者の指定について

施設の名称 福井港九頭竜川ボートパーク

指定管理者候補者選定結果 …………… 1頁

指定管理者指定申請書

株式会社 九頭竜川マリーナ …… 3頁

土 木 部

「福井港九頭竜川ボートパーク」の指定管理者候補者の選定について

福井港九頭竜川ボートパークの指定管理者の申請の募集について、福井港九頭竜川ボートパーク指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、指定管理者候補者を次のとおり選定しました。

- 1 団体名 株式会社九頭竜川マリーナ
- 2 所在地 坂井市三国町新保第95号1番地6
- 3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

4 選定理由

株式会社九頭竜川マリーナは、福井港九頭竜川ボートパーク指定管理者選定委員会の審査において、福井県港湾施設管理条例で定める指定の基準を満たしている団体として評価されました。

特に放置艇対策への寄与およびボートパーク管理運営の豊富な経験や利用者に対するサービスなどが評価され、福井港九頭竜川ボートパークの設置目的に沿って施設を運営する指定管理者としてふさわしいと認められることから、当該団体を指定管理者候補者に選定します。

5 申請団体数

1団体

- ① 株式会社 九頭竜川マリーナ
坂井市三国町新保第95号1番地6 代表取締役 多田 和也

6 選定委員会での審査結果

① 選定委員会委員

伊藤 直美	北陸税理士会三国支部 研修部長
松尾 秀昭	福井海上保安署 署長
水沢 利栄	福井大学教育学部 教授
吉村 恵理子	坂井市三国観光協会 副会長
高野 政志	福井県土木部港湾空港課長

② 審査結果

審査基準	配点	申請団体名
		(株)九頭竜川マリーナ
1 県民の平等な利用を確保することができるものであること ・ 県民の平等利用の確保	適/不適	適
2 ポートパークの効用を最大限に発揮するものであること ・ ポートパークの設置目的と事業内容との適合性 ・ 利用者のサービス向上のための取組み内容 ・ 利用者増、利用促進のための取組み内容 ・ 利用料金の設定水準、料金に関する提案内容 ・ 利用者の意見の反映、業務改善への取組み内容 ・ その他、利用者の安全の確保、向上や、利用者数の増加につながるような新たな企画提案（自主事業等）の有無、内容 ・ 提案した計画の内容の妥当性、実現可能性、持続性	150	91.2
3 管理の経費の縮減が図られるものであること ・ 福井県に納入する年間納付額 ・ 提案した提示額の妥当性、実現可能性、持続性	150	144
※ 各団体の提示額	1,873千円以上	1,873千円
4 ポートパークの管理を適正かつ安定して行う能力を有するものであること ・ 人的能力（管理運営組織、人員配置等）の内容 ・ 物的能力（収支計画、資金調達、保険対応等）の内容 ・ 申請者の実績（同種の施設の管理運営実績） ・ 申請者の安定性、信頼性（財務状況、資産、提携団体、安全管理および危機管理能力） ・ 業務全般に対する取組み姿勢 ・ 提案した内容の妥当性、実現可能性、持続性	200	132.8
総合得点（満点500）	500	368

※ 点数は5名の選定委員の採点の合計点です。

③ 講評

- ・ 審査基準1については、適と評価された。
- ・ 審査基準2については、利用者の増加に向けた新たな提案等がなく、今後具体的な方策を検討するなど課題はあるものの、放置艇対策への寄与や利用者に対するサービスには一定の評価がされた。
- ・ 審査基準3は、収支見込は適正に計算されており、それに基づき適正な申請額となると評価された。
- ・ 審査基準4については、安全管理へのより積極的な姿勢が求められるものの、施設、機械等の定期点検体制が確立されていることが評価された。
- 以上の総合的な評価により、(株)九頭竜川マリーナは、指定管理者としての能力を十分有していると評価された。

- 7 今後、県議会に指定管理者指定の議案を提案します。
県議会の議決を得た後、正式に指定管理者に指定されます。



令和1年10月4日

福井県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地

名称および 福井県坂井市三国町新保95号1番地6

株式会社 九頭竜川マリーナ

代表者氏名 多田和也

指定管理者指定申請書

下欄記載の納付額により福井港九頭竜川ボートパークの管理に関する業務を行いたいので、福井県港湾施設管理条例第12条第2項の規定により、「福井港九頭竜川ボートパーク指定管理者募集要項」に記載されている応募資格を満たしていることを誓約し、下記書類を添えて申請します。

各年度に福井県に納入する納付額(※)

千	百	十	万	千	百	十	円
金	1	8	7	3	0	0	0

(※) 納付額欄には、1,873,000円以上の額を記入すること。

記

- 1 福井港九頭竜川ボートパークの管理の業務に関する事業計画書
- 2 定款もしくは寄附行為および登記事項証明書またはこれらに準ずる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表、損益計算書その他財務状況を明らかにする書類(申請の日の属する事業年度または前事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録)
- 4 申請の日の属する事業年度における事業計画書および収支予算書
- 5 役員の氏名、住所および略歴を記載した書類
- 6 福井港九頭竜川ボートパークの管理の業務を行う組織および運営に関する事項を記載した書類
- 7 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 8 国税および地方税について、未納の徴収金がない旨の証明書

※注 その他任意に提出する書類があれば追加記載すること。

福井港九頭竜川ボートパークの管理の業務に関する事業計画書

1 団体の概要

団体の種別	財団法人 社団法人 <u>株式会社</u> 有限会社 NPO 法人 その他()			
団体名	株式会社 九頭竜川マリーナ			
所在地	福井県坂井市三国町中央1丁目5-1 (坂井市役所三国支所内)			
代表者名	多田 和也			
電話番号	0776-82-6066			
FAX 番号	0776-82-6065			
メールアドレス	Kuzuryu@bz01.plala.or.jp			
設立年月日	平成12年3月15日			
資本金(基本財産)	38,850,000 円			
従業員数	[REDACTED]			
主な事業内容 (必要に応じ別紙)	会社定款に準じる			
同種の施設の管理運営業務の実績 (必要に応じ別紙)	名称	所在地	業務内容	運営期間
	福井港九頭竜川ボートパーク	坂井市三国町	管理運営	R2.4.1～ R7.3.31.迄
提携団体名	(複数の団体により構成されたグループにより申請する場合に記入すること)			

※「団体の種別」は、該当するものを○で囲んでください。

※「同種の施設の管理運営業務の実績」には、福井港九頭竜川ボートパークの類似施設の管理運営実績を記入してください。

2 管理運営基本方針

福井港九頭竜川ボートパークの管理運営を行うにあたっての基本方針

弊社は、福井港九頭竜川ボートパークの管理運営を担うため、平成12年3月15日に設立された第三セクターで、国土交通省、福井県、旧三国町と協同でこの事業に取り組んでまいりました。基本的な考え方は、「安全で誰でもが気軽に利用できる地域密着型マリーナ」をモットーに、安全第一を考え、すべての利用者に平等に接し、常に国・県・坂井市と協議しながら運営を行い、施設の管理運営に関しては多田(社長)を中心に利用者のニーズにこたえるべく運営してまいります。

また、不法係留者に対する規制の維持がスムーズな、ボートパークへの入港につながることから、河川管理者である国土交通省と福井県並びに関係機関と常に連携をとりながら不法係留者の指導にあたります。供用開始以降、これまでに不法係留者が一も出なかったことは、関係機関のご努力とボートパークの安全施設のたまものと思っております。

弊社が九頭竜川ボートパークを管理運営することにより期待される効果としては以下の点が上げられます。

- * 不法係留艇がなくなることによる流域集落への迷惑解消（三国町地元の企業だから）
- * 増水時における流失事故並びに二次的事故の防止
- * 健全なマリンスポーツの振興
- * 漁業者とのトラブル防止
- * 事故の無い安全な管理運営
- * 地域に密着したボートパークの運営

3. 管理運營業務計画

※（１）～（４）については年度ごとの取組みが分かるように記載してください。

（１）利用者へのサービス向上についての取組み

1. 土、日、祭日は午前7時30分より午後6時30分迄営業する。（平日8時～18時）
2. 高齢者の構内移動の車両での送迎
3. 海象、気象に於ける、ライフ情報の提供
4. 自己管理であるが徹底した管理体制の強化。
5. 海難事故、トラブル（エンジン停止など）があった場合の救助体制確保。
6. 釣り情報
7. ホームページを活用した利用者の意見要望を管理運営に取り組む。
8. 緊急・重要案内は携帯電話メールによる一斉配信

（２）施設の利用促進についての取組み。

1. 三国沖の風・波・リアルタイムで閲覧、ホームページ掲載。
2. 船舶関係者や販売店、役所などにパンフレット設置などによる宣伝周知。
3. 事業内容のインターネットに於けるPR。
4. 毎年開催される国際のボートショー4月大阪、名古屋でのPR委託。
- 5.

（３）施設の維持管理についての取組み（安全点検に関しても記載してください）

1. 施設、機械等の就業前の日時点検及び月次点検、年次点検を励行し、小規模の修理は速やかに処理する。
2. 毎日船の上げ下げの重量トン別の数量測定。
3. 月2回ワイヤー80ヶ所計測点検
4. 1カ月1回定期水深測定
5. 毎日浮棧橋・護岸点検の励行

6. 構内清掃、構内の草刈り、公衆トイレ清掃、駐車場の管理。
7. 水面に流入するごみ等の撤去作業の徹底。
8. 敷地アスファルト・コンクリート面点検
9. 雪積時の構内除雪
10. 施設運営にあたって必要な、施設修理費等定額予算の確保。

(4) 利用料金収入の確保、経費削減についての取組み

1. 原則的に口座引落としによる利用料金の収納体制。
2. 保管艇の一括払いの徹底（分割等、応相談）。
3. 構内作業は効率的かつ計画的に実施することで、経費削減に努める。
4. ランニングコスト等の経費削減に努める。
5. 節電（施設外灯、夜帰港する時間より1時間後に電気を切る。）
5. 節水（徹底した水道水節水をお願いしている）

(5) 利用者の要望等の把握および対応についての取組み

1. 27年度よりホームページに書込み欄を設け意見要望を聞き取る。
1. ロビーにアンケート用紙を2か所設置し利用者の意見。ニーズの把握。
2. 利用者団体からの意見要望を聞き取り、スピーディーな対応、解決に努める。

(6) 目標管理による業務の効果測定についての取組み

1. 月々の管理業務問題点を確認し業務を遂行する。
2. 月々の実績確認。

(7) その他

ア 福井港九頭竜川ボートパークの指定管理者を希望する理由

1. 河川の不法係留艇対策の為に行政をはじめ、地元の企業に出資して頂き設立した会社であり、引き続き不法艇対策に努めるとともに、地域の活性化のため希望する。
2. 健全な海洋レジャーマナーを遂行する為にプレジャーボートと、地域漁業者及び地元漁協と連帯した安全確保とマナー指導徹底を図るため。
3. 九頭竜川・竹田川に係留していた9団体が運動を展開して完成した施設であることから。

イ 外部委託の方針等

※外部委託の基本的方針および、外部委託を予定している業務の内容、委託先の選定方法等を記載してください。

1. 経費削減のため、外部委託は考えておりません、会社スタッフで対応。

ウ 緊急時の対応

※事故や災害防止への取組みや、緊急時の体制、対応等について記載してください。

1. 海上保安署、福井県港湾空港課、福井県港湾事務所、警察署、消防署との連携、指導を受け対処する。
2. 年間（365日）を通し海難救助体制の確立。
3. 利用者に対する気象情報や事故災害の周知啓蒙活動。
4. 事故や災害の取り組みですが、毎日の気象条件を見ながら急変する場合がありますので、その時は電話連絡による指示の徹底。
5. 施設内の落雷発生の場合は、退避施設への誘導を放送設備で行います。
6. 緊急時の組織体制により連絡体制を確保しています。

エ 個人情報の取扱いについての考え方

※施設利用者の個人情報の保護について基本的な考え方や情報管理体制等について記載してください

1. 九頭竜川ボートパーク 文書管理規程に準じる。

オ 地域および関係機関との連携

1. 福井港港湾事務所、海上保安署、消防署、石油業者との連絡体制のもと連携確保。
2. 中浦地区漁場利用対策協議会（鷹巣、三国、雄島、北潟、漁業協同組合）に加入し連携を図ります。
3. 地元新保区と協議を行い環境対策など地域との連帯を確保します。

カ 自主事業その他の提案

※以下の点に関する提案等があれば記載してください。

1. 船台販売・船台修理・船台メンテナンス・洗浄機レンタル・船底塗装工事等船台レンタル。
2. 船底の始業点検の徹底指導、安全運航に関する研修会の実施。

キ 現に従事している職員の雇用についての提案

※現在施設の管理運営を行っている（株）九頭竜川マリーナの職員の再雇用、処遇についての提案を記載してください。（評価の採点項目とはしませんが考え方を伺います。）

1. ㈱九頭竜川マリーナ会社規則準じる。
2. 指定管理者制度の期間が5年契約なので社員は5年契約であるが、他の企業より処遇を良くしたい。

4 組織および運営体制

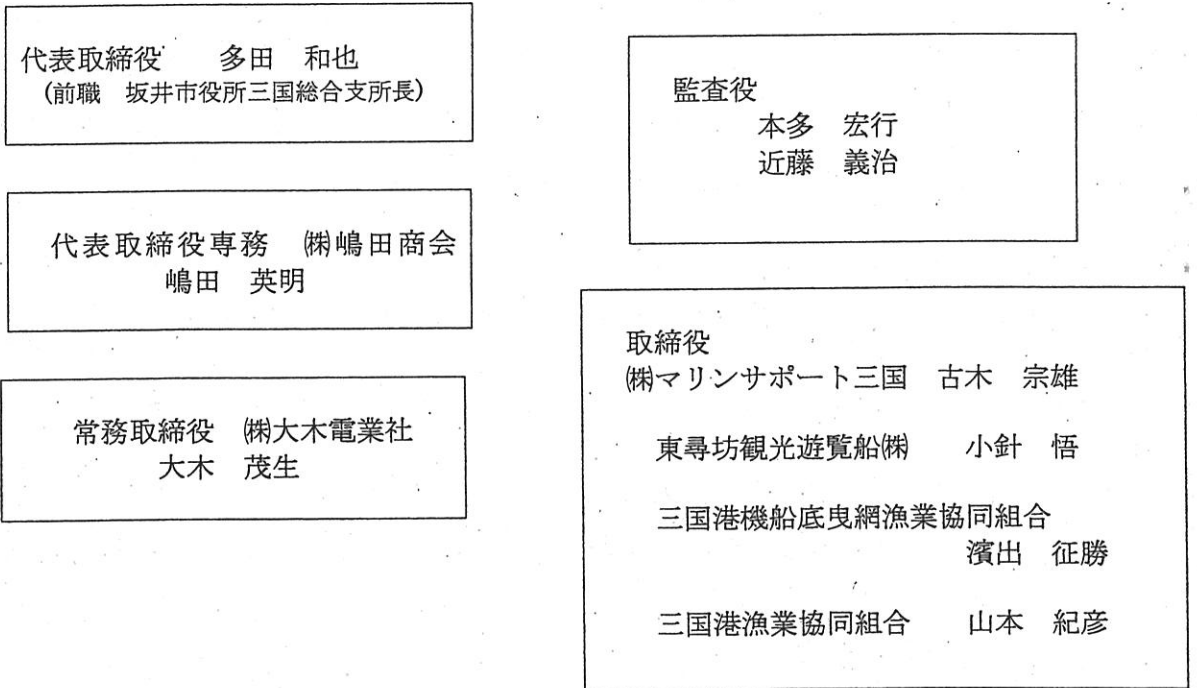
(1) 管理の業務を行う組織

※管理の業務を行う組織の組織図および特徴等を記載してください。

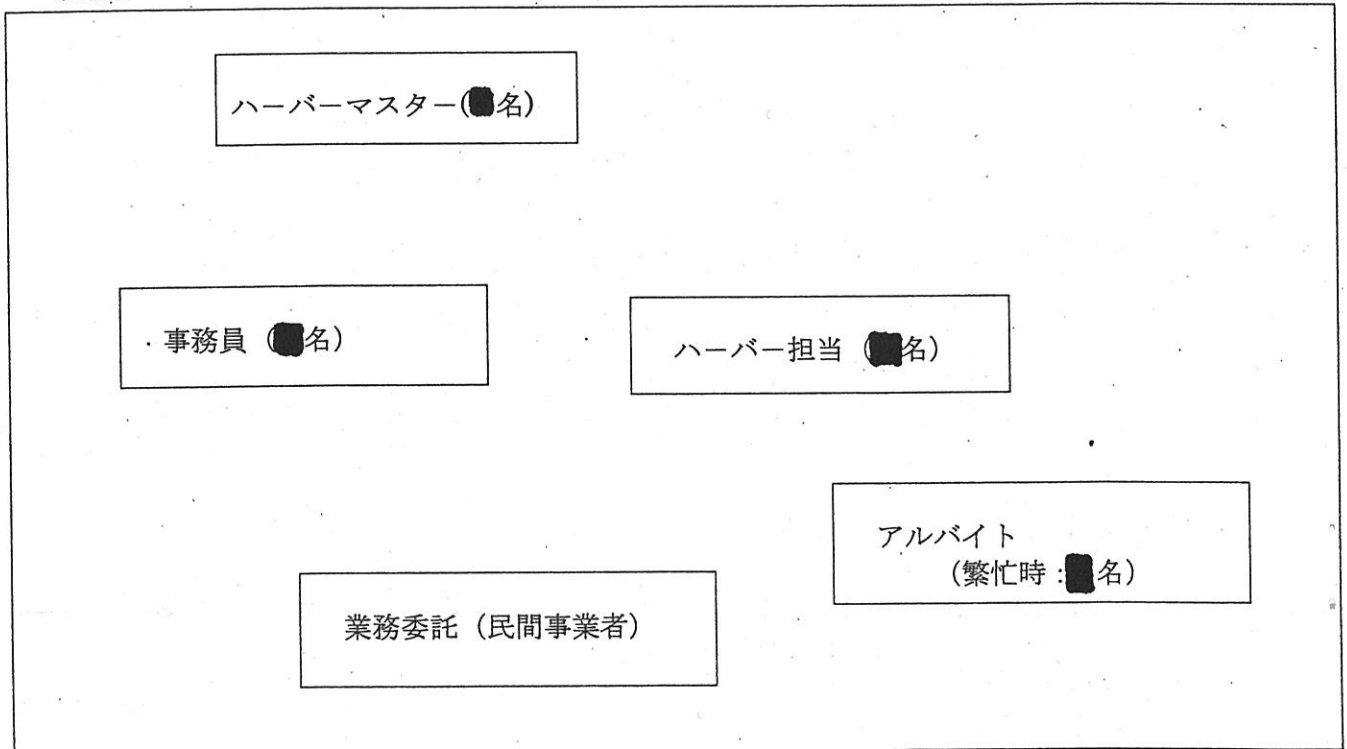
組織図

九頭竜川ボートパークを運営するための弊社の組織図を以下に示します。

(役員名簿)



常勤者



(2) 人員配置、業務内容および勤務体制等

※管理の業務を行う組織のすべての職員の職種、雇用関係、業務内容、人件費見込額、勤務体制(勤務時間・休日設定)等を記載してください。

施設の管理上、配置が義務付けられている資格等については、資格等の名称と有資格者の氏名を列記してください。

・人材の配置

指定管理に携わるすべての職員は、休日等のローテーションを考慮し、常駐職員
■名体制 ハーバーマスター（責任者）、ハーバー担当、事務員（女性）とし、繁忙期には民間会社への業務委託又はアルバイトで対応します。

表 人員体制及び人件費（福利厚生費を除く）

職 種	業務内容	職能（資格、技能）	備 考
ハーバーマスター	マリーナの責任者として以下の管理を行う。 ・施設使用許可等 ・利用者契約等 ・人事管理（スタッフ） ・マリーナ全体の業務管理 ・オーナー管理 等	防火管理者 1 2級小型船舶操縦免許 2 フォークリフト運転者 3 巻上げ機資格	
ハーバー担当	マリーナ管理管理運營業務の実務責任者として保管艇の移動・揚降等に関する作業および全般のスケジュール管理・安全管理を行う。 また、業務委託先・アルバイト等へ作業指示を行いヤード作業が円滑に行われるようにする。	1 1級、2級小型船舶操縦免許 2 フォークリフト運転者 3 防火責任者	
事務員（女性）	出入港の受け、来場者・電話の対応等のフロント業務および、庶務・経理業務補助等を行う。	経理研修	
アルバイト	ハーバー担当の指示に従いヤード業務補助作業を行う。	ヤード作業の訓練 揚降機講習 フォークリフト運転者	(注1)
業務委託		フォークリフト運転者	民間会社への業務委託

注1:

- ・アルバイトは、現場での指導により作業補助を行うため、フォークリフト等の必要な免許資格を有しています。

(3) 職員研修および人材育成

※業務を行う職員の業務水準を維持、向上させる方策について記載してください。

1. ハーバーマスターが作業関連講習会、資格検定等を取得、会社で研修会開催。
2. 入社希望者への3カ月間育成教育を実施後、採用の可否を行う。
3. 人材育成計画を作成しながら、社員及びアルバイトには職能（資格、技能）の向上に繋がる、研修（社内外）を受講します。

5 令和2年～6年度までの収支計画

収入

(単位：千円)

項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	5か年度の平均	備考
利用料金収入	26,663	26,129	25,606	25,093	24,591	25,616	↓3%
その他の収入	22,076	21,634	21,201	20,776	20,360	21,209	↓2%
計 (A)	48,739	47,763	46,807	45,869	44,951	46,825	

支出

(単位：千円)

項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	5か年度の平均	備考
人件費	26,700	26,713	26,726	26,739	26,752	26,726	↑0.5%
車両費	589	589	589	589	589	350	実績
通信費	562	562	562	562	562	562	実績
光熱水費	1,646	1,646	1,646	1,646	1,646	1,646	実績
租税公課	2,345	2,298	2,252	2,206	2,161	2,252	↓2%
消耗品費	931	922	913	904	895	2,675	↓1%
賃借料	181	181	181	181	181	181	実績
修繕費	503	500	500	500	500	500	実績
保険料	2,701	2,000	2,000	2,000	2,000	2,140	実績
支払手数料	174	174	174	174	174	174	実績
減価償却費	1,138	1,115	1,093	1,071	1,050	1,093	↓2%
外注費	2,690	2,690	2,690	2,690	2,690	2,690	実績
燃料費	547	536	525	514	503	525	↓2%
諸会費	105	105	105	105	105	105	実績
県業務委託料	1,873	1,873	1,873	1,873	1,873	1,873	実績
食糧費	64	64	64	64	64	64	実績
備品購入費	269	269	269	269	269	269	実績
委託費	864	864	864	864	864	864	実績
部品購入費	1,636	1,603	1,570	1,538	1,507	1,570	↓2%
雑費	504	493	483	473	463	483	↓2%
計 (B)	46,022	45,197	45,079	44,962	44,848	45,221	

差引 (A) - (B)	2,717	2,566	1,728	907	103	1,604
--------------	-------	-------	-------	-----	-----	-------

(令和2～6年度の年間納付額 金1,873千円)

※積算根拠を備考欄または別紙に記載してください。

※消費税および地方消費税を含めた金額を記載してください。消費税は10%で計算してください。

※ 積算根拠

※収入利用料金の記載は利用者が高齢化（平均年齢70歳）により、年々解約する人が増え、若年層の申込が少ない為毎年3%減を予測している。

※その他の収入は平成30年の収入実績より毎年2%ダウンを記載。

※支出の person 費、30年実績より毎年0.5%アップ

※車両費、通信費、光熱水費、賃借料、修繕費、保険料、支払手数料、諸会費、食糧費、外注費、備品購入費、委託費は30年度実績額による。

